



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 30 日 (火)
第 8 5 9 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収事務の委託 (345) (生産振興課) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (346) (西部総合事務所地域振興局) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (347) (〃) 2 指定居宅サービス事業者の指定 (348) (東部福祉保健事務所) 3 指定介護予防サービス事業者の指定 (349) (〃) 3
◇ 公安告示	警備員等の検定等に関する規則による交通誘導警備業務を行う区間の指定 (1) (生活安全企画課) 3
◇ 人委告示	平成26年職種別民間給与実態調査付帯調査の実施 (2) (給与課) 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 5

告 示

鳥取県告示第345号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
平成26年4月10日から平成27年3月31日まで

鳥取県告示第346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年6月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年4月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人皆生スポーツアカデミー
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小原 工
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市西福原七丁目11-15
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、スポーツを通して地域の魅力を発信し、鳥取県におけるスポーツ大会、イベント等を通して、地域への交流人口増大を図るとともに、地域の人々に対して、スポーツの啓発普及、競技力、指導力の向上、健康増進、環境の整備に関する事業を行い、スポーツの振興及び子供の健全育成、地域振興に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第347号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年6月16日までの間、インターネットを利用する方法により公

衆の縦覧に供する。

平成26年 4 月30日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年 4 月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中野 久志
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺331-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、生涯スポーツ社会実現に向け、地域住民に対して、健康スポーツ・文化振興に関する事業を行い、健康保持・増進に努め、他団体との連携を図り、地域社会全体の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の所 在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社心晴	デイサービス心晴	鳥取市二階町三丁目204	平成26年 4 月22日	通所介護

鳥取県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 4 月30日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の所 在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社心晴	デイサービス心晴	鳥取市二階町三丁目204	平成26年 4 月22日	介護予防通所介護

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第1号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、鳥取県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年5月1日から施行する。

平成19年鳥取県公安委員会告示第2号（警備員等の検定等に関する規則による交通誘導警備業務を行う区間の指定について）は、平成27年4月30日限り廃止する。

平成26年4月30日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

路 線	区 間
1 国道9号	鳥取県の全域
2 国道53号	鳥取県の全域
3 国道181号	鳥取県の全域
4 国道431号	鳥取県の全域
5 県道22号（倉吉青谷線）	鳥取県の全域
6 県道47号（米子境港線）	鳥取県の全域
7 県道102号（米子広瀬線）	鳥取県の全域
8 県道157号（米子港線）	鳥取県の全域
9 県道193号（田島片原線）	鳥取県の全域
10 県道207号（皆生西原線）	鳥取県の全域
11 県道246号（渡余子停車場線）	鳥取県の全域
12 県道285号（米子空港境港停車場線）	鳥取県の全域
13 県道323号（若葉台東町線）	鳥取県の全域

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第2号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年4月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 調査の名称
平成26年職種別民間給与実態調査付帯調査
- 2 調査の目的
的確に民間の勤務条件を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の事業所で、企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
雇用調整の状況
 - (2) その基準となる期日
4月分の最終給与締切日現在

- 5 報告を求める者
県内の事業所から、企業規模及び事業所規模並びに産業を勘案して無作為に抽出した151事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県人事委員会事務局の職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成26年5月1日から同年8月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
10年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県人事委員会のホームページにおいて公表する。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | ICカード運転免許証作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年4月7日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契約金額 | ICカード運転免許証カード基体一般用 1箱当たり468,000円
ICカード運転免許証カード基体優良用 1箱当たり468,000円
ICカード運転免許証カード基体新規用 1箱当たり468,000円
高速型用インクリボン 1箱当たり140,000円 |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達した物品等に関して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると既に調達した物品等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |